

大和駅東側第4地区公益施設に関する条例の構成について(案)

大和駅東側第4地区公益施設管理運営基本計画(平成25年1月)では、複合する施設をひとつの施設として一体的に運営し、サービス提供を行うこととしています。

このためには、指定管理者の選定や運営の評価に関しても一体的に行う仕組みが必要ですが、本施設は異なる執行機関(市と教育委員会)が所管する施設の複合施設であり、評価等を既存の審議会で行うことが難しい等の課題を抱えています。

そこで、複合施設としての管理運営の考え方や、各施設共通の指定管理手続き、選定・評価を行う附属機関の設置等を規定した条例を新たに制定します。

手続きに関する条例

(仮称)文化創造拠点における指定管理等に関する条例 (新規制定)

(1)複合施設としての管理運営の考え方

大和駅東側第4地区公益施設管理運営基本計画に基づく、施設の一体的運営の考え方について定めます。

(2)指定管理者指定の手続き等

指定管理者の公募や指定等に関する手続きについて定めます。
(指定管理者の公募、申込方法、選定基準、選定結果の通知、再選定、指定の告示、指定期間、協定の締結、事業報告書、指定の取消し等)

(3)附属機関の設置

指定管理者候補者の選定や業務の評価を一括して行う、(仮称)大和市文化創造拠点運営審議会の設置について定めます。

公の施設の設置条例

(仮称)やまと芸術文化ホール条例 (新規制定)

- ・名称、位置
- ・開館時間
- ・休館日
- ・料金 他

大和市長図書館条例 (改正)

- ・名称、位置
- ・開館時間
- ・休館日 他

大和市生涯学習センター条例 (改正)

- ・名称、位置
- ・開館時間
- ・休館日
- ・料金 他

(仮称)大和市屋内こども広場条例 (新規制定)

- ・名称、位置
- ・開館時間
- ・休館日
- ・料金 他

※指定管理に係る手続きは指定管理等に関する条例に委ねます。